

北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン(以下「デザイン」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(デザインの使用承認)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、北九州市上下水道局長(以下「上下水道局長」という。)に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 官公署又は公共的団体が公共目的で使用するとき。
- (3) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (4) 報道機関等が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、上下水道局長が特に認めたとき。

なお、前各号に該当する場合でも、事前協議は行うこと。

2 上下水道局長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは前項の承認をしないものとする。

- (1) 北九州市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動目的で使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴

力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、上下水道局長がデザインの使用を不相当と認めたととき。

3 上下水道局長は、デザインの使用の承認に係る審査の結果について、北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認通知書(様式第2号)又は北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 上下水道局長は、必要があるときは前項の規定による使用の承認に条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第4条 デザインの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更承認申請書(様式第4号)を上下水道局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 上下水道局長は、デザインの使用承認の変更に係る審査の結果について、北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更承認通知書(様式第5号)又は北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更不承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 上下水道局長は、必要があるときは前項の規定による使用変更の承認に条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、デザインの使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインの改変を行わないこと。

(2) 承認を受けた用途のみにデザインを使用しなければならない。

(使用料)

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

(物品等の提出)

第7条 使用者は、北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書(様式第7号)及びデザインを利用して製作した物品、商品、製作物等(以下

「物品」という。)の完成品を提出しなければならない。なお、提出部数については双方協議による。ただし、物品等の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真の提出をもって、物品等の提出に代えることができる。

(承認の取消し等)

第8条 上下水道局長は、使用者がこの要綱に違反又は使用の承認条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段によりデザインの使用承認を受けたときは、北九州市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知書(様式第8号)により、その承認を取り消すことができる。

2 上下水道局長は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認の取消しに係る物品等の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第9条 上下水道局長は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第8条の規定による承認の取消し及び物品等の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失。

(2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、デザインを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、上下水道局長が別に定める。

付 則

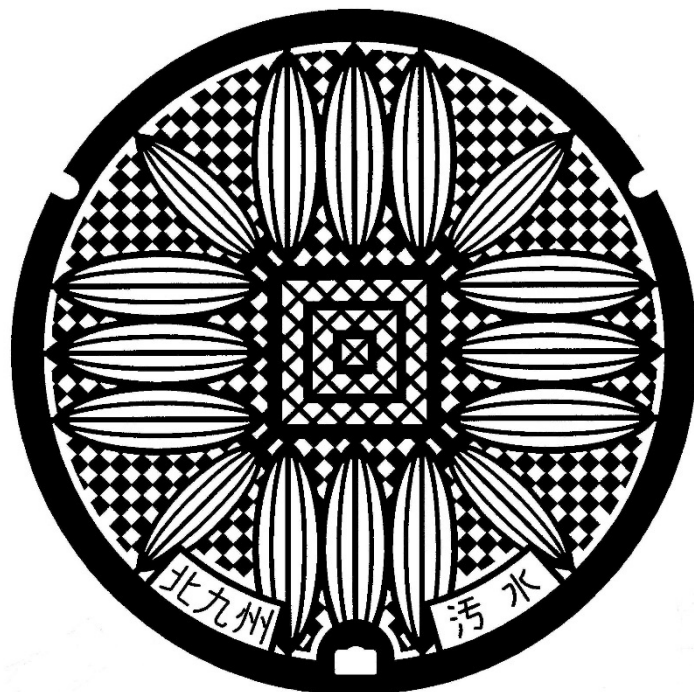
この要綱は、平成30年 6月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

別図（第2条関係）

ひまわり



いちいがし



九州JAZZ発祥の地



くきのうみ花火の祭典



筑前若松五平太ばやし



高塔山



クロス乾杯で世界記録に挑戦



旧古河鉱業若松ビル

